

～より良い教育環境の実現に向けて～

小学校・中学校の  
適正規模等の基本的な考え方  
(素案)

令和6年 月

春日井市教育委員会

# 目 次

I	「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」の 策定にあたって	1
II	本市の現状	2
	1 児童生徒数の減少	2
	2 学校施設の老朽化	6
	3 学校施設の維持管理	8
	4 少人数学級の推進	9
	5 教育のデジタル化	9
	6 特別支援教育の充実	10
	7 多様性を尊重する教育	10
	8 不登校への対応	11
III	(新) 藤山台小学校の開校について	12
	1 経緯	12
	2 地域の皆様の声	13
IV	全国での動向や他自治体の動き	15
	1 全国での動向	15
	2 他自治体の動き	15
V	適正規模及び適正配置の基本的な考え方	16
	1 適正規模	16
	2 適正配置	22
VI	地区別の状況	24
	1 小学校から中学校への進学先	24
	2 地区別の児童生徒数及び学級数の推移	26
	3 学校規模の分類一覧	56
VII	今後の取組の展開	56
VIII	今後の検討にあたって	57
	1 保護者や地域、関係者の皆様の意向の尊重	57
	2 魅力ある学校づくりの検討	57
	3 公共施設個別施設計画での位置づけ	58
IX	小学校・中学校の位置図	59

## I 「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」の策定にあたって

我が国の人口は、2008 年をピークに減少局面に入るとともに、合計特殊出生率（※）は低い水準で推移しており、2020 年の国勢調査による 1 億 2,615 万人が、2070 年には 8,700 万人に減少すると推計されています。また、0～14 歳の年少人口は、1980 年代初めの 2,700 万人の規模から減少を続けており、2070 年には 797 万人の規模になると推計されています。こうした背景のもと、全国的に学校が小規模化し、教育環境への影響が出るのが懸念されています。

本市の人口についても同様の傾向が見られ、今後、標準的な規模を下回る学校が増えていくことが想定されます。本市では、春日井市立小中学校について、平成 21 年に、「小中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定しましたが、策定後、約 15 年が経過し、その間に、学校を取り巻く環境は大きく変化していることから、将来を見据え、学校の適正規模や適正配置について改めて検討し、今後の教育環境の整備についての基本的な方針を示していく必要があります。

この「小学校・中学校の適正規模等の基本的な考え方」は、文部科学省が策定した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」（※）を参考に、本市の実情にあわせて策定しました。今後、より良い教育環境の実現に向け、この基本的な考え方をもとに、保護者や地域、関係者の皆様とともに議論を積み重ね、各学校の具体的な方向性を示す「小学校・中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定していきます。

### ※ 合計特殊出生率

15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの

### ※ 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き

平成 27 年 1 月 27 日に、文部科学省が地方自治体の主体的な取組を総合的に支援する一環として策定したもの

---

1 本書においては、語句は次のとおり使用します。

① 年号について、「M」は明治、「S」は昭和、「H」は平成、「R」は令和をいいます。

② 「児童」は小学生、「生徒」は中学生をいいます。「児童生徒」は、小学生と中学生をあわせたときをいいます。

2 尾東小学校及び尾東中学校は、児童自立支援施設に措置等された児童生徒が通う春日井市立の学校であり、本書では対象外としています。

## II 本市の現状

### 1 児童生徒数の減少

#### (1) これまでの児童生徒数及び学級数の推移

児童生徒数は、高蔵寺ニュータウンの入居が開始された昭和 43 年度頃から毎年度、約 1,000 人から 2,600 人と急激に増加し、ピーク時の昭和 57 年度には 43,905 人に達しました。児童数のピークは昭和 56 年の 30,636 人で、生徒数のピークは昭和 61 年の 15,330 人でした。その後は減少してきましたが、平成 14 年に増加に転じました。平成 24 年度からは再び減少が続き、減少数は年々大きくなっています。令和 6 年度の児童生徒数をそれぞれのピーク時と比較すると、児童数は 52.5%、生徒数は 54.2%、合計で 55.5%となっています。

学級数については、児童生徒数と同様の傾向を示していますが、近年では、少人数学級が進み、横ばい傾向にあります。令和 6 年度の学級数をそれぞれのピーク時と比較すると、小学校は 71.5%、中学校は 64.6%、合計で 72.3%となっています。

児童生徒数及び学級数の推移

年 度	児童生徒数				学 級 数			
	児童数	生徒数	合 計	前年比	小学校	中学校	合 計	前年比
S 41	9,606	4,822	14,428	—	243	110	353	—
42	10,245	4,658	14,903	475	262	108	370	17
43	11,104	4,596	15,700	797	280	110	390	20
44	12,556	4,671	17,227	1,527	320	111	431	41
45	14,199	4,972	19,171	1,944	362	119	481	50
46	16,024	5,477	21,501	2,330	409	129	538	57
47	17,523	5,969	23,492	1,991	448	143	591	53
48	18,901	6,521	25,422	1,930	480	155	635	44
49	20,605	7,049	27,654	2,232	522	165	687	52
50	22,448	7,673	30,121	2,467	568	186	754	67
51	24,108	8,470	32,578	2,457	610	204	814	60
52	25,610	9,455	35,065	2,487	655	220	875	61
53	27,323	10,354	37,677	2,612	698	242	940	65
54	29,343	10,680	40,023	2,346	748	249	997	57
55	30,356	11,437	41,793	1,770	769	267	1,036	39
56	30,636	12,241	42,877	1,084	780	290	1,070	34
57	30,511	13,394	43,905	1,028	778	313	1,091	21
58	29,842	13,909	43,751	▲154	770	326	1,096	5
59	28,671	14,497	43,168	▲583	745	341	1,086	▲10
60	27,382	14,954	42,336	▲832	723	355	1,078	▲8
61	25,791	15,330	41,121	▲1,215	691	362	1,053	▲25
62	24,231	15,085	39,316	▲1,805	665	357	1,022	▲31
63	22,796	14,450	37,246	▲2,070	642	345	987	▲35
H 1	21,614	13,531	35,145	▲2,101	626	336	962	▲25

年 度	児童生徒数				学 級 数			
	児童数	生徒数	合 計	前年比	小学校	中学校	合 計	前年比
H 2	20,797	12,557	33,354	▲1,791	611	325	936	▲26
3	19,864	11,924	31,788	▲1,566	599	321	920	▲16
4	19,138	11,205	30,343	▲1,445	585	303	888	▲32
5	18,685	10,682	29,367	▲976	574	288	862	▲26
6	18,318	9,878	28,196	▲1,171	564	268	832	▲30
7	17,889	9,445	27,334	▲862	551	258	809	▲23
8	17,371	9,224	26,595	▲739	544	251	795	▲14
9	16,868	9,162	26,030	▲565	531	248	779	▲16
10	16,539	8,874	25,413	▲617	527	243	770	▲9
11	16,185	8,645	24,830	▲583	520	237	757	▲13
12	16,063	8,411	24,474	▲356	512	231	743	▲14
13	16,210	8,211	24,421	▲53	516	227	743	0
14	16,584	7,859	24,443	22	528	217	745	2
15	16,911	7,624	24,535	92	540	211	751	6
16	17,349	7,515	24,864	329	558	206	764	13
17	17,825	7,519	25,344	480	569	206	775	11
18	18,204	7,643	25,847	503	572	207	779	4
19	18,601	7,846	26,447	600	580	212	792	13
20	18,798	8,092	26,890	443	602	219	821	29
21	18,920	8,271	27,191	301	597	236	833	12
22	18,776	8,528	27,304	113	596	243	839	6
23	18,613	8,710	27,323	19	592	246	838	▲1
24	18,372	8,878	27,250	▲73	581	250	831	▲7
25	18,148	8,978	27,126	▲124	574	255	829	▲2
26	17,943	9,015	26,958	▲168	567	254	821	▲8
27	17,758	8,983	26,741	▲217	561	254	815	▲6
28	17,682	8,815	26,497	▲244	561	251	812	▲3
29	17,629	8,666	26,295	▲202	559	247	806	▲6
30	17,565	8,468	26,033	▲262	561	239	800	▲6
R 1	17,445	8,410	25,855	▲178	564	238	802	2
2	17,223	8,416	25,639	▲216	549	239	788	▲14
3	17,017	8,451	25,468	▲171	551	239	790	2
4	16,768	8,400	25,168	▲300	555	238	793	3
5	16,485	8,384	24,869	▲299	559	238	797	4
6	16,083	8,303	24,386	▲483	558	234	792	▲5

※ 学級数には、特別支援学級の学級数は含めていません。

※      部分は、ピーク時の数字です。

## (2) 今後の児童生徒数及び学級数の推計

現在の0歳から5歳までの年齢別人口に基づき、小学校は令和12年度、中学校は令和18年度まで推計することができます。

全国的な少子化の進展に伴い、児童生徒数は、引き続き減少していくと推定されます。令和12年度の児童生徒数をそれぞれのピーク時と比較すると、児童数は44.6%、生徒数は52.9%、合計で49.6%となっています。また、令和18年度の生徒数は、ピーク時の42.5%となっています。

学級数については、次のとおり、現行の1学級あたりの児童生徒数の基準で推計しています。なお、特別支援学級の学級数は含めていません。

小学1年生～中学1年生	35人
中学2年生及び中学3年生	40人

学級数も、児童生徒数の減少に伴い、引き続き減少していくと推定されます。令和12年度の学級数をそれぞれのピーク時と比較すると、小学校は61.8%、中学校は63.0%、合計で64.8%となっています。また、令和18年度の中学校の学級数は、ピーク時の51.7%となっています。

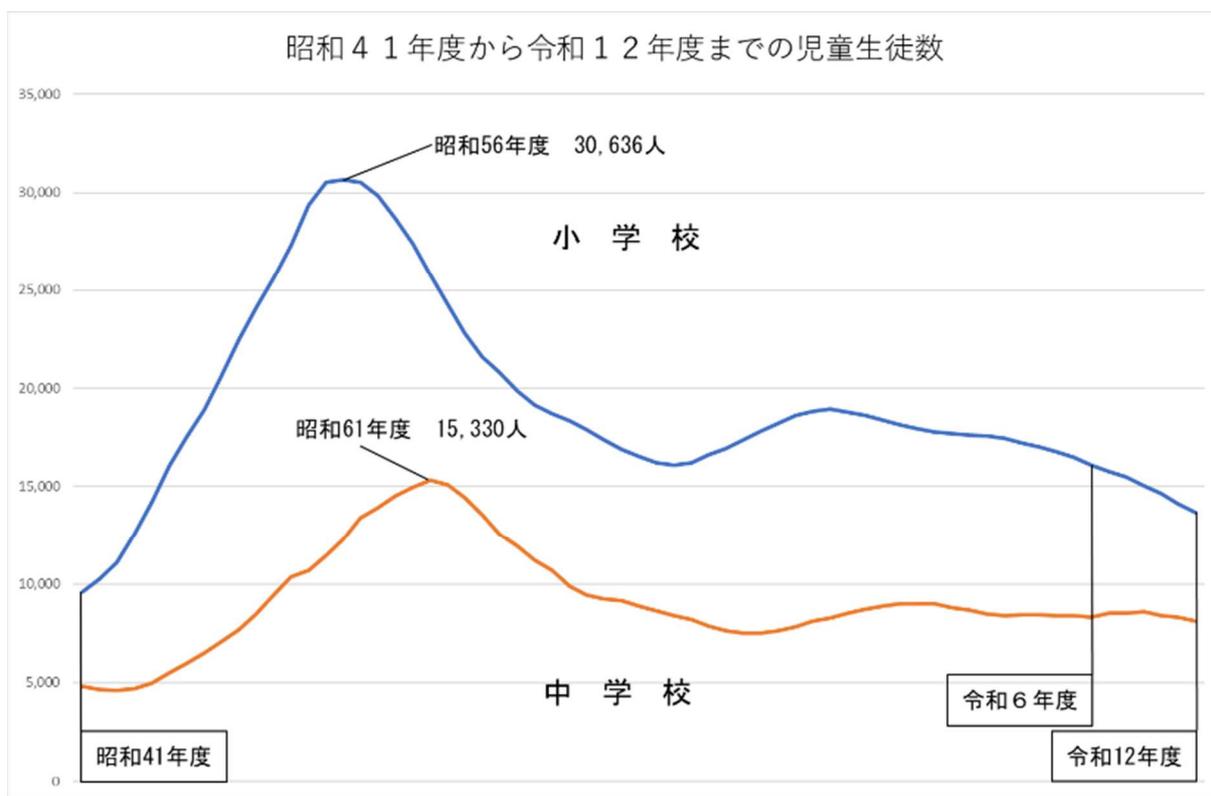
### 児童生徒数及び学級数の推移

年度	児童生徒数				学級数			
	児童数	生徒数	合計	前年比	小学校	中学校	合計	前年比
R 6	16,083	8,303	24,386	▲483	558	234	792	▲5
7	15,747	8,530	24,277	▲109	546	239	785	▲7
8	15,463	8,517	23,980	▲297	541	238	779	▲6
9	15,039	8,602	23,641	▲339	527	241	768	▲11
10	14,613	8,392	23,005	▲636	514	238	752	▲16
11	14,098	8,307	22,405	▲600	497	237	734	▲18
12	13,660	8,105	21,765	▲640	482	228	710	▲24
13	—	7,840	—	—	—	219	—	—
14	—	7,551	—	—	—	214	—	—
15	—	7,297	—	—	—	208	—	—
16	—	7,066	—	—	—	199	—	—
17	—	6,766	—	—	—	190	—	—
18	—	6,510	—	—	—	187	—	—

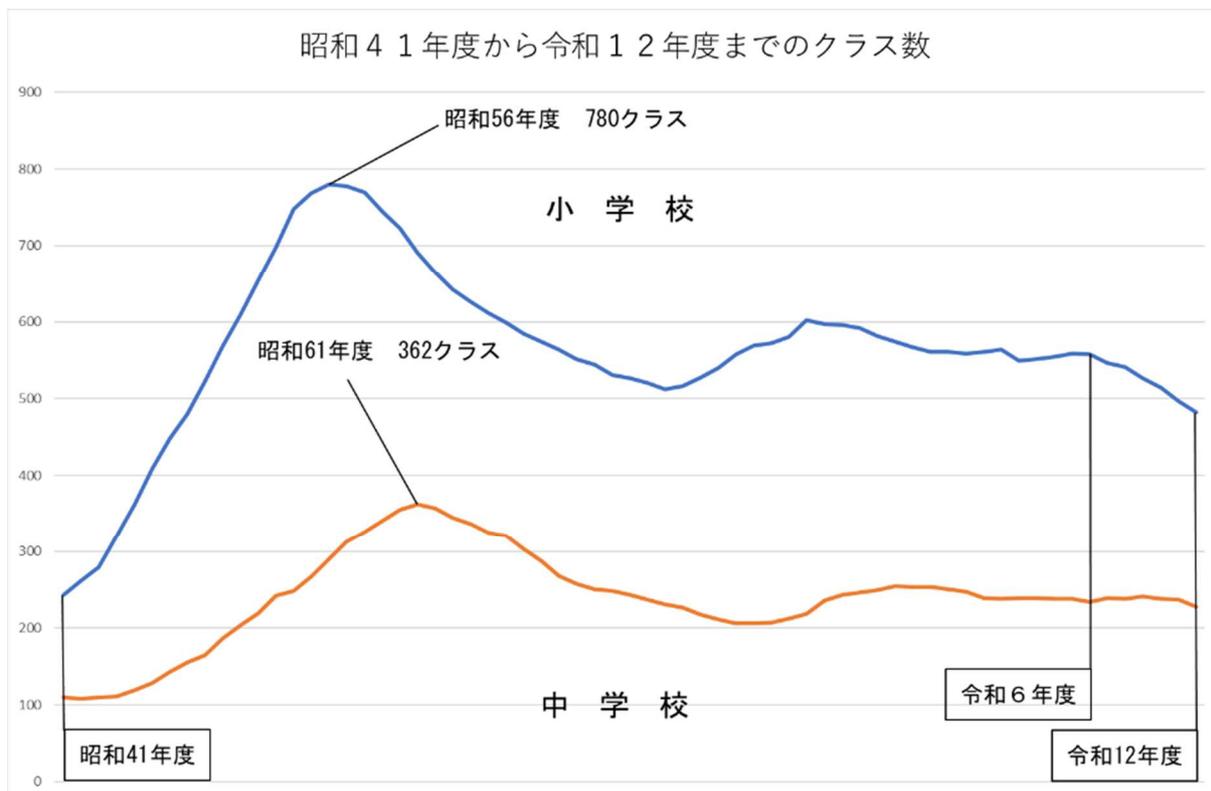
### (3) グラフで見る児童生徒数及び学級数の推移

昭和41年度から令和12年度までの推移については、次のとおりです。

#### ア 児童生徒数



#### イ 学級数



## 2 学校施設の老朽化

### (1) 学校施設の設置状況

本市では、児童生徒数の急増に対応するため、昭和 60 年度までに学校施設の新築や増築を急ピッチで行ってきました。それ以降は、平成 14 年度に丸田小学校、平成 19 年度に出川小学校を開校してきました。

平成 28 年度には、当時の藤山台小学校、藤山台東小学校及び西藤山台小学校の 3 校を統合した新たな藤山台小学校を開校しました。

#### ア 小学校

開校年	学校名
M 6 年	味美小、牛山小、坂下小、鷹来小
8	春日井小
25	小野小
41	篠木小、高座小
42	勝川小、鳥居松小
43	西尾小
S 24 年	不二小、玉川小
27	八幡小
43	白山小、藤山台小
44	神領小
45	山王小
46	藤山台東小（～H25）、松原小
47	岩成台小、西山小

開校年	学校名
S 48 年	高森台小、西藤山台小（～H28）
49	柏原小
51	大手小、中央台小
52	岩成台西小
53	松山小
54	上条小、神屋小、東野小
55	石尾台小、北城小、東高森台小
57	篠原小
58	押沢台小
H14 年	丸田小
19	出川小
28	（新藤山台小）

#### イ 中学校

開校年	学校名
S 22 年	高蔵寺中、坂下中、西部中、中部中
23	東部中
45	藤山台中
47	知多中
50	鷹来中、松原中

開校年	学校名
S 53 年	高森台中
54	柏原中
56	味美中
58	南城中
59	石尾台中
60	岩成台中

※ 開校年は、「新修 春日井市史」に基づいています。

## (2) 大規模改修の実施

春日井市公共施設個別施設計画では、施設を90年にわたり長期使用するため、建築後46～50年目に大規模改修を実施することとしています。多くの学校が、この時期を経過し、内装や排水管、電気設備などの劣化が進んでおり、引き続き計画的に大規模改修を実施する必要があります。

### ア 建築後の年数（令和6年度時点）

#### (7) 小学校

築年数	校数	学 校 名
築60～64	2	春日井小、味美小
55～59	9	神領小、鳥居松小、白山小、鷹来小、坂下小、牛山小、勝川小、小野小、篠木小
50～54	10	柏原小、西山小、高座小、高森台小、不二小、岩成台小、松原小、八幡小、山王小、西尾小
45～49	8	上条小、東野小、神屋小、玉川小、松山小、岩成台西小、大手小、中央台小
40～44	5	篠原小、押沢台小、北城小、東高森台小、石尾台小
35～39		
30～34		
25～29		
20～24	1	丸田小
15～19	1	出川小
10～14		
5～9	1	藤山台小
0～4		

#### (4) 中学校

築年数	校数	学 校 名
築60～64	3	西部中、東部中、中部中
55～59		
50～54	2	藤山台中、知多中
45～49	6	鷹来中、松原中、高蔵寺中、坂下中、高森台中、柏原中
40～44	3	味美中、南城中、石尾台中
35～39	1	岩成台中

## イ 大規模改修に着手した学校

令和4年度から6年度にかけて、学校施設の大規模改修工事の1校目となる鳥居松小学校の工事を実施しました。

大規模改修の実施状況

学校名	築	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10
鳥居松小	56	大規模改修						
味美小	64			大規模改修				
篠木小	59			大規模改修				
東部中	62			大規模改修				
白山小	57				大規模改修			
勝川小	58					大規模改修		
中部中	64					大規模改修		
西部中	62					大規模改修		

## 3 学校施設の維持管理

本市の財政状況については、今後も扶助費や人件費などの義務的経費や、老朽化が進む公共施設の維持や修繕、更新などの維持管理費の増加が想定されます。

教育費は、令和5年度決算において約118億円であり、全体の約10.1%を占めています。その中で、学校施設の維持管理に必要な学校管理費(※)と学校建設費(※)は、あわせて約33億円です。現在、維持管理のため、大規模改修や定期修繕、日常修繕を実施していますが、資材費や人件費が高騰傾向にあり、今後、ますますの維持管理費が必要になってくることが懸念されます。

維持管理費の推移

(千円)

年度	学校管理費		学校建設費		合計
	小学校	中学校	小学校	中学校	
H26	676,245	390,080	657,140	391,452	2,114,917
27	715,372	422,548	3,010,496	886,486	5,034,902
28	761,605	473,056	1,566,382	152,462	2,953,505
29	1,067,138	524,200	257,201	96,876	1,945,415
30	909,345	475,030	703,952	209,470	2,297,797
R 1	778,802	410,282	1,203,055	619,024	3,011,163
2	814,589	413,236	737,187	827,275	2,792,287
3	857,510	430,470	624,155	876,508	2,788,643
4	912,811	434,094	919,044	456,562	2,722,511
5	894,183	435,393	1,565,912	399,341	3,294,829

※ 学校管理費は、学校施設の修繕や保守点検、清掃などの費用をいいます。

※ 学校建設費は、学校施設の新増築や更新などの費用をいいます。

## 4 少人数学級の推進

令和3年に、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律が施行されました。一人ひとりの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導を可能とする指導体制を整備するため、公立の小学校の学級編制の標準を、40人から35人に引き下げることとなり、次のとおり第2学年から第6学年まで段階的に35人学級にすることとされました。安全安心な教育環境の下、誰一人取り残すことなく、全ての子どもたちの可能性を引き出す教育へ転換し、個別最適な学びと協働的な学びを実現することが期待されるものです。

### 35人学級対象学年

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7
学年	小2まで	小3まで	小4まで	小5まで	小6まで

本市では、愛知県と同じ基準で運用しており、すでに令和6年度において、小学生の全学年と中学1年生までを、35人学級としています。

#### ① 令和5年度

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国	35人	35人	35人	35人	40人	40人	40人	40人	40人
愛知県	35人	35人	35人	35人	35人	40人	35人	40人	40人
春日井市	35人	35人	35人	35人	35人	40人	35人	40人	40人

#### ② 令和6年度

	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
国	35人	35人	35人	35人	35人	40人	40人	40人	40人
愛知県	35人	40人	40人						
春日井市	35人	40人	40人						

## 5 教育のデジタル化

GIGAスクール構想により、1人1台端末が配備されたことで、ICT教育の環境が整えられ、コロナ禍においては、オンラインでの授業も経験しました。さらに、クラウドを活用することで、児童生徒と教員の間で情報の同時共有を行い、個別最適な学びが進められ、学習の速度が端末を使う前と比べ各段に上がっています。また、児童生徒が自ら情報を集め、集めた情報を活用する能力を育てることができています。

学級においては、端末の利用により、机の上の学習スペースが手狭となっていることや、児童生徒同士が議論のために自席を離れて動き回るため、集まる場所が少ないことから、今後の学習スタイルに学校施設が合わなくなっていくことが想定されます。

## 6 特別支援教育の充実

すべての児童生徒のそれぞれの個性に応じたより良い成長のため、特別支援学級担当教員の専門性の向上や特別支援教育コーディネーターの育成により、障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズの把握に努め、充実した教育や学校生活を送られるよう、支援に取り組んでいます。

特別な支援や配慮が必要な児童生徒は、年々増加傾向にあります。また、特別支援学級は、障がいの種別ごとに置かれることもあり、学級数も増加傾向にあり、さらなる特別支援学級の教室の確保が必要となっています。

一方で、通常学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に対応するため、平成 27 年度から、特別支援教育支援員を小学校に配置し、現在は、学校生活支援員と名称を改め、すべての小学校と一部の必要な中学校(8校)に配置し、支援を行っていますが、気持ちを落ち着かせるためのクールダウンなどのスペースの確保が課題となっています。

特別支援学級の児童生徒数及び学級数

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
児童生徒数	小学校	321	359	377	433	484
	中学校	131	142	159	160	184
	合 計	452	501	536	593	668
	増 減	▲13	49	35	57	75
学級数 (学校数)	小学校	103 (36)	108 (36)	111 (36)	121 (36)	120 (37)
	中学校	36 (15)	39 (15)	44 (15)	44 (15)	51 (15)
	合 計	139 (51)	147 (51)	155 (51)	165 (51)	171 (52)
	増 減	0	8	8	10	6

## 7 多様性を尊重する教育

特別な支援や配慮が必要な児童生徒や、外国にルーツを持つ児童生徒、ジェンダーギャップの悩みを抱える児童生徒など、学校には多様な児童生徒や多様な価値観を持った児童生徒が通っており、「個に応じた指導」が一層重視されるようになっていきます。

また、探究的な学習や体験活動などを通じ、子ども同士で、あるいは多様な他者と協働しながら、他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会的な変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となることができるように、必要な資質や能力を育成する「協働的な学び」が求められています。

## 8 不登校への対応

市内における不登校の児童生徒数は、全国の傾向と同様に増加しています。

本市では、不登校相談や教育支援センターあすなろ、心の教室相談員、スクールカウンセラー、登校支援室などの様々な支援を行っていますが、登校支援室と心の教室相談員の配置については、新たに専用の教室などを設置し対応しています。今後も、それぞれの実情にあった支援体制の充実が必要です。

### 不登校の児童生徒数の推移

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
児童数	154 人	176 人	248 人	350 人	418 人
生徒数	359 人	379 人	442 人	480 人	610 人
合 計	513 人	555 人	690 人	830 人	1,028 人

### 登校支援室の設置状況

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
設置校数	—	3 校	6 校	15 校	15 校

※ 登校支援室は中学校にのみ設置しています。

### Ⅲ (新) 藤山台小学校の開校について

#### 1 経緯

春日井市教育委員会は、平成 21 年 3 月の春日井市立小中学校適正規模等検討委員会からの「小中学校の適正規模等について」の提言を踏まえ、同年 12 月に、「小中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定しました。この基本方針において、「藤山台小学校を最優先に過小規模校の早期解消」の考えが示されました。

#### 小中学校の適正規模等に関する基本方針（平成 21 年）

この基本方針では、過大規模校及び過小規模校について学校の統合や通学区区域の変更などにより、規模の適正化に努めることとしました。

現状では過大規模校はないため、早期に対応が必要な学校としては、ニュータウン地区の過小規模校である藤山台小学校、石尾台小学校、押沢台小学校があげられます。中でも藤山台小学校は、児童数が最も少なく、今後も児童数が減少していく見込みであることや、校区面積が狭く、隣接校と統合しても通学距離の問題が生じないこと、またニュータウン地区内の学校では校舎の建設年度が最も古いことがあげられます。

こうしたことから、藤山台小学校を最優先に過小規模校の早期解消についての検討を進めてまいります。

#### 平成 21 年当時の児童推計

学 校 名		H21	H22	H23	H24	H25	H26
藤山台小	児童数	154	145	149	140	134	142
	学級数	6	6	6	6	6	6
藤山台東小	児童数	216	208	207	208	203	197
	学級数	7	6	7	8	6	6
西藤山台小	児童数	291	299	313	338	360	383
	学級数	12	12	12	12	12	12

平成 22 年 4 月に、藤山台中学校区学校規模適正化地域協議会が設置され、平成 24 年 2 月には、「藤山台中学校区のよりよい教育環境の実現に向けた第 1 次小学校統合計画」、平成 25 年 2 月には、その第 2 次小学校統合計画が策定されました。平成 25 年 4 月に、藤山台小学校と藤山台東小学校が統合し、平成 28 年 4 月には、西藤山台小学校も統合し、新たな藤山台小学校が開校しました。

年 度	H23	H24	H25	H26	H27	H28
藤山台小学校			工事	工事	工事	開校
藤山台東小学校			2校統合			3校統合
西藤山台小学校						



現在の藤山台小学校は、本市で初めての学校統合を行なった学校となりました。開校後8年を経て、令和6年度には、コミュニティスクール（藤山台学校運営協議会）としてもスタートし、学校運営協議会委員や地域の方々の協力によって、学校と地域が一体となり、地域に根付いた学校運営が行われています。

## 2 地域の皆様の声

令和6年5月に、藤山台小学校及び藤山台中学校がコミュニティスクールとしてスタートしたことを機に、（新）藤山台小学校の開校について、藤山台学校運営協議会委員の皆様にご意見を伺いました。いただいた意見の中には、いくつかの課題はあったものの、児童生徒にとって教育の環境が改善され、成果のある開校であったと評価されています。

主な意見は次のとおりです。

## (1) 課題など今後の取組に参考となる意見

- ① 統合で校区が広がり、通学距離が長くなった児童がいる。
- ② 近年は、さらに児童数が減少している。
- ③ 統合したものの、魅力ある学校づくりには至っていない。
- ④ 2段階の統合も仕方ないが、1度で済む方が望ましいと思う。
- ⑤ 保護者の意見は様々あるため、早めの情報発信が必要である。

## (2) 成果など良かった点

### ア 子どもへの影響について

- ① 新しい校舎や設備など充実した環境で、過ごすことができる。
- ② 新しい学校として注目され、生徒や先生にとって、良い意味で刺激やがんばりに影響を与えた。セキュリティもよくなった。
- ③ 統合したことで、人と関わる機会、時間が増え、多くの事を学び成長できる。
- ④ 児童の数が増え、クラス替えもできるようになり、多くの友達とコミュニケーションができるようになった。
- ⑤ 校区が広がることにより、子どもたちも含め、地域交流が拡大した。
- ⑥ 校風も児童の様子も大きく違っていたが、すぐに子どもたちは慣れて、児童同士の交流が広がった。

### イ 学校運営への影響について

- ① 運動会を始めとする学校行事が活発になった。
- ② 統合と同時に、運営協議会が発足し、ボランティアに参加する人も増え、地域、学校、PTAのつながりが深まっている。
- ③ 制度を変えたり、新たな活動を始めたりするきっかけとなった。
- ④ 学校が変わり、地域や保護者が学校に関わりやすくなった。
- ⑤ 単学級が解消され、部活動を始め、様々な学習等活動の規模が大きくなった。
- ⑥ PTA活動など学校支援活動に参加する保護者が増加した。

### ウ 地域への影響について

- ① 地域住民の地域や子どもに対する関心が高まり、地域イベントが充実してきている。
- ② 地域連携室の設立により、地域と協働する体制が確立した。
- ③ 新しい学校へ興味を持つ人の転入が増え、地域が活性化した。
- ④ 統廃合により空いた施設が魅力的に生まれ変わった。

## IV 全国での動向や他自治体の動き

### 1 全国での動向

近年、人口減少に伴い、次の表のとおり、年々、全国の小学校及び中学校の数が減少しています。

国では、今後も国内人口は減少が続き、2050年には現在の約3/4程度になると推計されていて、将来の在り方を検討する際には、施設やコストだけでなく、学校の教職員や自治体の職員も減少していくことも念頭に置く必要があるとされています。

全国の小中学校数の推移

区 分		R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
小学校	国立	69	68	67	67	67
	公立	19,432	19,217	19,028	18,851	18,669
	私立	237	240	241	243	244
	計(A)	19,738	19,525	19,336	19,161	18,980
中学校	国立	70	69	68	68	68
	公立	9,371	9,291	9,230	9,164	9,095
	その他	781	782	778	780	781
	計(B)	10,222	10,142	10,076	10,012	9,944
合計(A+B)		29,960	29,667	29,412	29,173	28,924

※ 文部科学省 学校基本統計確定値より

### 2 他自治体の動き

近隣の名古屋市や瀬戸市などでは、児童生徒数の減少による学校統合が行われ、現在も進められています。また、一宮市や小牧市などでは、現在、学校統合に向けた取組がはじまっています。

全国の統合事例件数 (件)

R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
111	168	152	160	132

※ 上記件数の他、複数年度に渡って計画的に統合した事例7件

※ 学校規模の適正化及び少子化に対応した学校教育の充実策に関する実態調査より

## V 適正規模及び適正配置の基本的な考え方

### 1 適正規模

#### (1) 課題

##### ア 規模が小さい学校の主なデメリットについて

デメリットについては、次のようなものがあります。

#### (7) 学級数が少ないことによる学校運営上の課題

学級数が少ない学校においては、次のような学校運営上の課題が生じる可能性があります。

- ① クラス替えが全部又は一部の学年でできない。
- ② クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。
- ③ 教員の加配なしには、習熟度別指導など、クラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。
- ④ クラブ活動や部活動の種類が限定される。
- ⑤ 運動会や文化祭、遠足、修学旅行などの集団活動や行事の教育効果が下がる。
- ⑥ 上級生と下級生間のコミュニケーションが少なくなる、学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。
- ⑦ 体育科の球技や音楽科の合唱や合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。
- ⑧ 班活動やグループ分けに制約が生じる。
- ⑨ 協働的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。
- ⑩ 教科などが得意な子どもの考えに、クラス全体が引っ張られがちとなる。
- ⑪ 生徒指導上の課題がある子どもの問題行動にクラス全体が大きく影響を受ける。
- ⑫ 児童生徒から多様な発言が引き出しにくく、授業展開に制約が生じる。
- ⑬ 教員と児童生徒との心理的な距離が近くなりすぎる。

#### (イ) 教職員数が少なくなることによる学校運営上の課題

学級数が少なくなることに伴い、配置される教職員数が少なくなるため、次のような問題が顕在化し、結果として教育活動に大きな制約が生じる場合があります。

- ① 経験年数や専門性、男女比などのバランスの取れた教職員配置やそれらを活かした指導の充実が困難となる。
- ② 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に過度に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。
- ③ 児童生徒の良さが多面的に評価されにくくなる、多様な価値観に触れさせることが困難となる。
- ④ ティーム・ティーチングやグループ別指導、習熟度別指導、専科指導などの多様な教育方法をとることが困難となる。
- ⑤ 教職員一人あたりの校務負担や行事に関わる負担が重く、校内研修の時間が十分確保できない。
- ⑥ 学年によって学級数や学級あたりの人数が大きく異なる場合、教員間に負担の大きな不均衡が生じる。
- ⑦ 平日の校外研修や他校で行われる研究協議会などに参加することが困難となる。
- ⑧ 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくい（学年会や教科会などが成立しない。）。
- ⑨ 学校が直面する様々な課題に組織的に対応することが困難な場合がある。
- ⑩ 免許外指導の教科が生まれる可能性がある。
- ⑪ クラブ活動や部活動の指導者確保が困難となる。

**(ウ) 学校運営上の課題が児童生徒に与える影響**

学級数が少ないことによる学校運営上の課題が生じた場合、児童生徒には次のような影響を与える可能性があります。

- ① 集団の中で自己主張をしたり、他者を尊重したりする経験を積みにくく、社会性やコミュニケーション能力が身につけにくい。
- ② 児童生徒の人間関係や相互の評価が固定化しやすい。
- ③ 協働的な学びの実現が困難となる。
- ④ 教員それぞれの専門性を活かした教育を受けられない可能性がある。
- ⑤ 切磋琢磨する環境の中で意欲や成長が引き出されにくい。
- ⑥ 教員への依存心が強まる可能性がある。
- ⑦ 進学などの際に大きな集団への適応に困難を来す可能性がある。
- ⑧ 多様な物の見方や考え方、表現の仕方に触れることが難しい。
- ⑨ 多様な活躍の機会がなく、多面的な評価の中で個性を伸ばすことが難しい。

## イ 規模が大きい学校の主なデメリットについて

一般に規模の大きい学校には、次のような課題が生じる可能性があります。

- ① 学校行事などにおいて、係や役割分担のない子どもが現れる可能性があるなど、一人ひとりが活躍する場や機会が少なくなる場合がある。
- ② 同学年でもお互いの顔や名前を知らないなど、児童生徒間の人間関係が希薄化する場合がある。
- ③ 教員集団として、児童生徒一人ひとりの個性や行動を把握し、きめ細かな指導を行うことが困難であり、問題行動が発生しやすい場合がある。
- ④ 児童生徒一人あたりの校舎面積や運動場面積などが著しく狭くなった場合、教育活動の展開に支障が生じる場合がある。
- ⑤ 特別教室や体育館、プールなどの利用にあたって、授業の割当てや調整が難しくなる場合がある。
- ⑥ 学校運営全般にわたり、校長が一体的なマネジメントを行ったり、教職員が十分な共通理解を図ったりする上で、支障が生じる場合がある。

## (2) 望ましい適正規模の考え方

### ア 平成 21 年度策定「小中学校の適正規模等に関する基本方針」での考え方

当時の考え方は次のとおりです。小学校、中学校とも同様の考え方です。

#### (7) 学校規模の区分

学級数	～ 6	7～11	12～24	25～30	31～
区 分	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模

#### <参考>

##### ① 学校教育法施行規則

第 41 条 小学校の学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。  
ただし、地域の実態その他により特別の事業のあるときは、この限りでない。

第 79 条 第 41 条から（中略）第 68 条までに規定は、中学校に準用する。（後略）

##### ② 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令

第 4 条 法第 3 条第 1 項第 4 号の適正な規模の条件は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 学級数がおおむね 12 学級から 18 学級までであること。

(2) （略）

2 5 学級以下の学級数の学校と前項第 1 号に規定する学級数の学校とを統合する場合においては、同項同号中「18 学級」とあるのは、「24 学級」とする。

#### (イ) 対応の考え方

過小規模	通学区域の変更や学校の統合により、適正規模の確保に努めるようにします。原則として、児童生徒数の少ない学校から、校舎の老朽化等を踏まえ適正配置を進めます。
小規模	その推移を見守ることとし、状況に応じて通学区域の見直しなどを検討します。
大規模	その推移を見守ることとし、児童生徒数が増加した場合は、各学校の状況に応じて、普通教室に転用可能な教室の改修や仮設教室の整備、通学区域の変更などを検討します。
過大規模	通学区域の変更などにより、適正規模が確保されるように検討します。

## イ 新たな考え方

### (7) 規模が小さい学校について

規模が小さい学校については、次のメリットがあります。

- ① 一人ひとりの学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすい。
- ② 意見や感想を発表できる機会が多くなる。
- ③ 様々な活動において、一人ひとりがリーダーを務める機会が多くなる。
- ④ 運動場や体育館、特別教室などが余裕をもって使える。
- ⑤ 教材や教具などを一人ひとり行き渡らせやすい。
- ⑥ 異年齢の学習活動を組みやすい。体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- ⑦ 地域の協力が得られやすいため、郷土の教育資源を最大限に活かした教育活動が展開しやすい。
- ⑧ 児童生徒の家庭の状況や地域の教育環境などが把握しやすいため、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

しかしながら、学校では、児童生徒に教科などの知識や技能を習得させるとともに、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。

こうした教育をしっかりと行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数や専門性などについて、バランスのとれた教職員集団が配置されていることが望ましいと考えます。

特に、クラス替えが可能になることで、次のようなメリットがあります。

- ① 児童生徒同士の間関係や、児童生徒と教員との人間関係に配慮した学級編成ができる。
- ② 児童生徒を多様な意見に触れさせることができる。
- ③ 新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる。
- ④ クラス替えを契機として、児童生徒が意欲を新たにすることができる。
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる。
- ⑥ 学級の枠を超えた習熟度別指導や学年内での教員の役割分担による専科指導などの多様な指導形態をとることができる。
- ⑦ 指導上課題のある児童生徒を各学級に分けることにより、きめ細かな指導が可能となる。

こうしたことから、全学年でクラス替えを可能としたり、学習活動の特質に応じて学級を超えた集団を編成したり、同学年に複数の教職員を配置するためには、小学校、中学校ともに、1学年に2学級以上あることが必要であると考えます。

#### (イ) 規模が大きい学校について

規模が大きい学校については、規模適正化に向けて、学校の分離新設が考えられます。また、課題の解消のため、通学区域の変更や学校施設の増築、教職員の適切な配置などが考えられます。

今後、少子化が一層加速することが想定される中、新たな学校を整備することとなる学校の分離新設には様々な課題が想定され困難であることから、学校や地域の実情にあわせて、対応を検討する必要があると考えます。

#### (ウ) 学校規模の区分

国の基準を参考にしつつ、規模が小さい学校については、クラス替えができるかどうかの視点から、小学校と中学校では異なる区分とし、中学校に「やや小規模」の区分を設けます。

過小規模	全学年でクラス替えができない規模
小規模	クラス替えができない学年がある規模
やや小規模	(中学校のみの区分) 小規模だが、全学年でクラス替えができる規模

##### ① 小学校における学校規模の区分

学級数	～6	7～11	12～24	25～30	31～
区 分	過小規模	小規模	適正規模	大規模	過大規模

##### ② 中学校における学校規模の区分

学級数	～3	4～5	6～11	12～24	25～30	31～
区 分	過小規模	小規模	やや小規模	適正規模	大規模	過大規模

#### (I) 対応の考え方

新たな考え方は、次のとおりとします。

過小規模	過小規模校を最優先に、通学区域の変更や学校の統合などにより、適正規模の確保に努めるように検討します。
小規模	
やや小規模 (中学校のみ)	その推移を見守ることとし、必要に応じて通学区域の変更などを検討します。
大規模	その推移を見守ることとし、必要に応じて通学区域の変更などを検討します。
過大規模	通学区域の変更などを検討します。

なお、区分に関わらず、近隣校の学校規模の検討状況によっては、対応の検討が必要となる学校もあると考えます。

### (3) あわせて考慮すべき視点

各学級の児童生徒数や学校全体の児童生徒数には大きな幅があり、児童生徒数が少ない場合には、教育活動の質の維持が困難となる場合もあります。

学級は、児童生徒が学校生活の大部分を過ごす基本単位であり、特に単学級の学年が生じているような場合については、学級規模（1学級の児童生徒数）を考慮することが極めて重要です。単学級でも、学級の児童生徒数が10人にも満たない場合から35人又は40人の場合まで様々です。また、学校全体の児童生徒数についても、各学年単学級の小学校の場合、児童数は35人程度から150人程度まで、幅広くなると想定されます。

このため、学校規模の適正化の検討にあたっては、学級数とあわせて、学級における児童生徒数や学校全体の児童生徒数も考慮する必要があります。

## 2 適正配置

### (1) 課題

#### ア 通学距離について

学校は、児童生徒の教育環境に可能な限り差が生じないように、適正な規模で地域にバランスよく配置されていることが望まれます。小学校では、最も遠い通学距離が約1,900mの小学校区もあれば、約500mの小学校区もあります。特にニュータウン地区では、学校が近距離に配置されており、他の地域に比べ、通学距離も短くなっています。また、中学校では、最も遠い通学距離が約2,900mの中学校区もあれば、約970mの中学校区もあります。

他自治体では、スクールバスをはじめ、路線バスやコミュニティバスなどを含め、多様な交通機関が通学に活用されており、児童生徒の通学上限を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定していないケースが増えています。

#### イ 通学区域について

学校規模の適正化のためには、通学区域の広域化を図ることが考えられます。通学区域の広域化は、児童生徒の通学距離が延長し、教育条件を不利にする可能性もあるため、通学区域の決定にあたっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

また、学校は、児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域のコミュニティの核としての性格を持つことが多く、防災や保育、地域の交流の場など、様々な機能をあわせ持っています。さらに、学校教育は地域の未来の担い手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりのあり方と密接であるという性格も持っています。このため、通学区域は、地域のまとまりと可能な限り整合していることが重要です。

## (2) 望ましい適正配置の考え方

学校の配置にあたっては、児童生徒の通学条件を考慮することが必要です。学校の位置や通学区域の決定などにあたっては、児童生徒の負担面や安全面などに配慮し、地域の実態を踏まえた適切な通学条件や通学手段が確保されるようにする必要があります。

### ア 平成21年度策定「小中学校の適正規模等に関する基本方針」での考え方

当時の考え方は次のとおりです。

- ① 学校は、児童生徒の教育環境に可能な限り差が生じないように、適正な規模で地域にバランスよく配置すること。
- ② 通学区域は、地域のまとまりと可能な限り整合していること。
- ③ 児童生徒の通学を考慮し、通学距離は一定の範囲（小学校は1.5キロメートル、中学校は2キロメートルまでを標準）とすること。

### イ 文部科学省策定の「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き」における通学距離の考え方

国の考え方は次のとおりです。

国では、公立小・中学校の通学距離について、小学校でおおむね4キロメートル以内、中学校ではおおむね6キロメートル以内という基準を、公立小・中学校の施設費の国庫負担対象となる学校統合の条件として定めている（※）ことから、通学条件を通学距離によって捉えることが一般的になっています。徒歩や自転車による通学距離としては、この基準はおおよその目安として引き続き妥当であると考えられます。

※義務教育学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条第1項第2号

### ウ 新たな考え方

新たな考え方は、次のとおりとします。

現在の学校の配置を基本としますが、今後の児童生徒数の推計を踏まえ、学校配置の基準を次のように定め、望ましい適正配置を検討します。

- ① 学校は、児童生徒の教育環境に可能な限り差が生じないように、適正な規模で地域にバランスよく配置すること。
- ② 通学区域は、学校が、地域コミュニティの核であること、また、地域のまちづくりのあり方と密接に結びついていることを踏まえ、地域のまとまりと可能な限り整合していること。
- ③ 小学校は1.5キロメートル、中学校は2キロメートルまでを標準とするが、徒歩のほか、自転車やバスでの通学も考慮し、小学校は4キロメートル、中学校は6キロメートルまでを可能とすること。

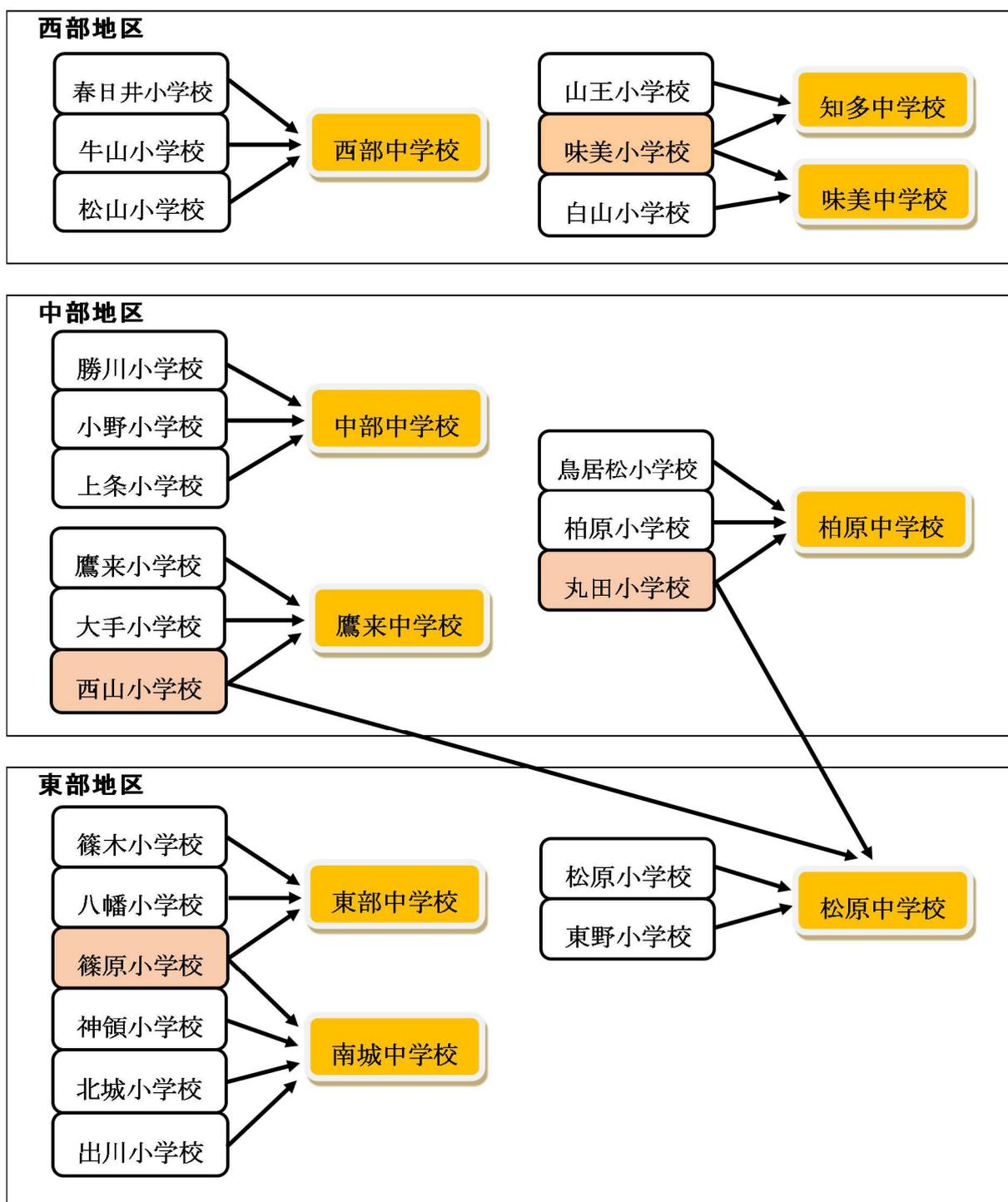
なお、通学区域の適正化については、春日井市通学区域審議会へ諮問することとします。

## VI 地区別の状況

市内を、西部地区、中部地区、東部地区、高蔵寺・坂下地区、ニュータウン地区の5つの地区に分けて推移を示します。

### 1 小学校から中学校への進学先

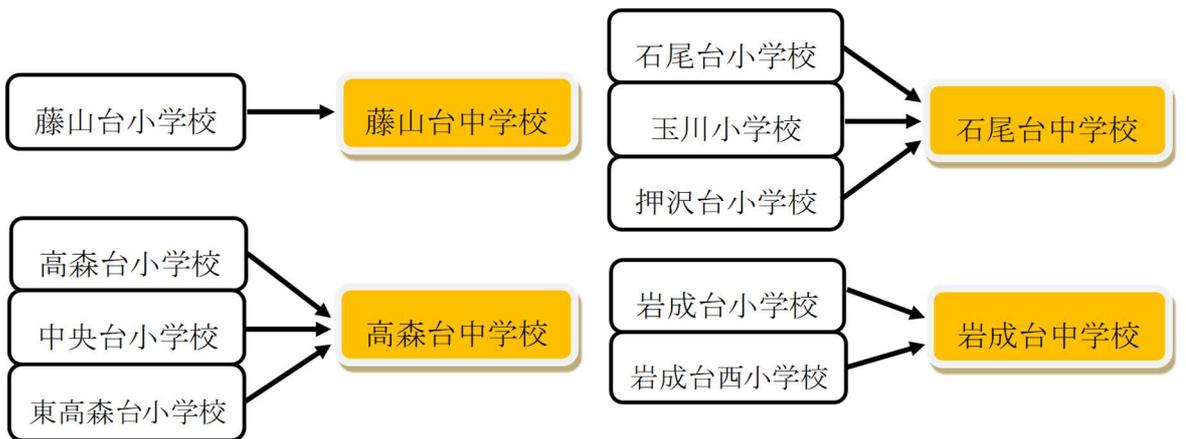
小学校から中学校への進学先は、次のとおりです。一部で、進学先の中学校が分かれる小学校があります。



高蔵寺・坂下地区



ニュータウン地区



## 2 地区別の児童生徒数及び学級数の推移

現在の0歳から5歳までの年齢別人口に基づき、小学校は令和12年度、中学校は令和18年度まで推計することができます。

5つの地区について、それぞれの年度における学校規模の推移と各学校の学級数及び児童生徒の推移を推定しました(特別支援学級の児童生徒数及び学級数は除きます。)

なお、学級数については、次のとおり、現行の1学級あたりの児童生徒数の基準で推計しています。

小学1年生～中学1年生	35人
中学2年生及び中学3年生	40人

また、中学校の生徒数は令和12年度及び令和18年度について、小学校の児童数は令和12年度について、それぞれ令和6年度からの増減比を記載しています。

### (1) 西部地区

#### ア 西部中学校区

西部中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

春日井小学校及び松山小学校は、児童数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。令和6年度に12学級で「適正規模」の牛山小学校は、児童数及び学級数は減少し、令和12年度に6学級の「過小規模」になると推定されます。

#### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規模	学級数	規模	学級数	規模
①西部中学校	24	適正	21	適正	18	適正
②春日井小学校	24	適正	19	適正		
③牛山小学校	12	適正	6	過小		
④松山小学校	22	適正	18	適正		

#### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

##### ① 西部中学校

学年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	259	8	239	7	198	6
2年	282	8	291	8	205	6
3年	283	8	233	6	202	6
合計	824	24	763	21	605	18

(R 6 生徒数からの増減比)

▲7.4

▲26.6

② 春日井小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	111	4	81	3
2 年	126	4	102	3
3 年	109	4	89	3
4 年	120	4	111	4
5 年	125	4	98	3
6 年	128	4	94	3
合 計	719	24	575	19

(R 6 児童数からの増減比) ▲20.0

③ 牛山小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	37	2	29	1
2 年	42	2	32	1
3 年	38	2	33	1
4 年	51	2	30	1
5 年	47	2	34	1
6 年	47	2	26	1
合 計	262	12	184	6

(R 6 児童数からの増減比) ▲29.8

④ 松山小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	89	3	94	3
2 年	121	4	77	3
3 年	86	3	86	3
4 年	113	4	82	3
5 年	134	4	85	3
6 年	115	4	98	3
合 計	658	22	522	18

(R 6 児童数からの増減比) ▲20.7

## イ 知多中学校区

知多中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

味美小学校は、児童数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。山王小学校は、令和 12 年度に児童数及び学級数が増加しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規 模	学級数	規 模	学級数	規 模
①知多中学校	16	適正	15	適正	13	適正
②味美小学校	24	適正	20	適正		
③山王小学校	14	適正	15	適正		

※ ②味美小学校の進学先は、知多中学校と味美中学校に分かれます。

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 知多中学校

学 年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	189	6	164	5	163	5
2 年	195	5	169	5	128	4
3 年	184	5	188	5	153	4
合 計	568	16	521	15	444	13

(R 6 生徒数からの増減比)

▲8.3

▲21.8

#### ② 味美小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	119	4	94	3
2 年	121	4	83	3
3 年	125	4	96	3
4 年	131	4	101	3
5 年	123	4	115	4
6 年	120	4	108	4
合 計	739	24	597	20

(R 6 児童数からの増減比)

▲19.2

③ 山王小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	60	2	77	3
2 年	61	2	66	2
3 年	76	3	62	2
4 年	66	2	68	2
5 年	95	3	93	3
6 年	70	2	75	3
合 計	428	14	441	15

(R 6 児童数からの増減比) +3.0

## ウ 味美中学校区

味美中学校は、生徒数及び学級数は横ばいで、7学級の「やや小規模」のまま推移すると推定されます。

味美小学校は、児童数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます（再掲）。令和6年度に12学級で「適正規模」の白山小学校は、児童数及び学級数が減少し、令和12年度に9学級の「小規模」になると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規模	学級数	規模	学級数	規模
①味美中学校	7	やや小	7	やや小	7	やや小
②味美小学校	24	適正	20	適正		
③白山小学校	12	適正	9	小		

※ ②味美小学校の進学先は、味美中学校と知多中学校に分かれます。

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 味美中学校

学年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	73	3	73	3	73	3
2年	72	2	77	2	67	2
3年	66	2	70	2	73	2
合計	211	7	220	7	213	7
(R 6 生徒数からの増減比)			+4.3		▲0.9	

#### ② 味美小学校（再掲）

学年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	119	4	94	3
2年	121	4	83	3
3年	125	4	96	3
4年	131	4	101	3
5年	123	4	115	4
6年	120	4	108	4
合計	739	24	597	20
(R 6 児童数からの増減比)			▲19.2	

③ 白山小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	48	2	46	2
2 年	56	2	34	1
3 年	38	2	44	2
4 年	46	2	37	2
5 年	44	2	32	1
6 年	47	2	31	1
合 計	279	12	224	9

(R 6 児童数からの増減比) ▲19.7

## (2) 中部地区

### ア 中部中学校区

令和6年度に31学級で「過大規模」の中部中学校は、生徒数及び学級数が増加し、令和18年度に37学級の「過大規模」のまま推移すると推定されます。

勝川小学校は、児童数及び学級数は横ばいで、25学級の「大規模」のまま推移すると推定されます。令和6年度に31学級で「過大規模」の小野小学校は、児童数及び学級数が増加し、令和12年度に32学級の「過大規模」のまま推移すると推定されます。上条小学校は、児童数及び学級数は増加しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規 模	学級数	規 模	学級数	規 模
①中部中学校	31	過大	34	過大	37	過大
②勝川小学校	25	大	25	大		
③小野小学校	31	過大	32	過大		
④上条小学校	19	適正	22	適正		

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 中部中学校

学 年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	386	12	401	12	460	14
2 年	359	9	404	11	432	11
3 年	374	10	437	11	441	12
合 計	1,119	31	1,242	34	1,333	37
	(R 6 生徒数からの増減比)		+11.0		+19.1	

② 勝川小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	109	4	128	4
2 年	119	4	147	5
3 年	159	5	130	4
4 年	132	4	121	4
5 年	128	4	121	4
6 年	139	4	137	4
合 計	786	25	784	25

(R 6 児童数からの増減比) ▲0.3

③ 小野小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	163	5	188	6
2 年	177	6	149	5
3 年	166	5	170	5
4 年	154	5	170	5
5 年	141	5	174	5
6 年	157	5	176	6
合 計	958	31	1,027	32

(R 6 児童数からの増減比) +7.2

④ 上条小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	101	3	113	4
2 年	83	3	107	4
3 年	88	3	111	4
4 年	106	4	73	3
5 年	80	3	110	4
6 年	88	3	89	3
合 計	546	19	603	22

(R 6 児童数からの増減比) +10.4

## イ 鷹来中学校区

令和6年度に16学級で「適正規模」の鷹来中学校は、生徒数及び学級数が減少し、平成18年度に9学級の「やや小規模」になると推定されます。

令和6年度に12学級で「適正規模」の鷹来小学校は、令和12年に8学級の「小規模」になると推定されます。令和6年度に8学級で「小規模」の西山小学校は、令和12年度に6学級の「過小規模」になり、特に1年生は8人になると推定されます。大手小学校は、児童数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規 模	学級数	規 模	学級数	規 模
①鷹来中学校	16	適正	14	適正	9	やや小
②鷹来小学校	12	適正	8	小		
③西山小学校	8	小	6	過小		
④大手小学校	20	適正	13	適正		

※ ③西山小学校の進学先は、鷹来中学校と松原中学校に分かれる。

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 鷹来中学校

学 年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	179	6	168	5	89	3
2 年	173	5	152	4	92	3
3 年	178	5	184	5	99	3
合 計	530	16	504	14	280	9

(R 6 生徒数からの増減比)

▲4.9

▲47.2

② 鷹来小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	58	2	21	1
2 年	50	2	29	1
3 年	46	2	28	1
4 年	40	2	49	2
5 年	42	2	32	1
6 年	46	2	46	2
合 計	282	12	205	8

(R 6 児童数からの増減比) ▲27.3

③ 西山小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	26	1	8	1
2 年	22	1	25	1
3 年	29	1	19	1
4 年	43	2	21	1
5 年	30	1	12	1
6 年	44	2	17	1
合 計	194	8	102	6

(R 6 児童数からの増減比) ▲47.4

④ 大手小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	79	3	58	2
2 年	75	3	50	2
3 年	108	4	50	2
4 年	97	3	59	2
5 年	95	3	87	3
6 年	118	4	70	2
合 計	572	20	374	13

(R 6 児童数からの増減比) ▲34.6

## ウ 柏原中学校区

柏原中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

鳥居松小学校及び柏原小学校は、児童数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。丸田小学校は、児童数は横ばいで、学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規模	学級数	規模	学級数	規模
①柏原中学校	20	適正	18	適正	16	適正
②鳥居松小学校	13	適正	12	適正		
③柏原小学校	24	適正	19	適正		
④丸田小学校	16	適正	15	適正		

※ ④丸田小学校の進学先は、柏原中学校と松原中学校に分かれます。

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 柏原中学校

学年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	214	7	199	6	168	5
2 年	243	7	230	6	189	5
3 年	214	6	227	6	221	6
合計	671	20	656	18	578	16

(R 6 生徒数からの増減比)

▲2.2

▲13.9

#### ② 鳥居松小学校

学年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	43	2	42	2
2 年	62	2	51	2
3 年	53	2	55	2
4 年	62	2	56	2
5 年	57	2	53	2
6 年	81	3	63	2
合計	358	13	320	12

(R 6 児童数からの増減比)

▲10.6

③ 柏原小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	108	4	85	3
2 年	111	4	86	3
3 年	111	4	105	3
4 年	118	4	105	3
5 年	135	4	97	3
6 年	110	4	119	4
合 計	693	24	597	19

(R 6 児童数からの増減比) ▲13.9

④ 丸田小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	54	2	59	2
2 年	74	3	52	2
3 年	71	3	68	2
4 年	71	3	77	3
5 年	64	2	71	3
6 年	72	3	79	3
合 計	406	16	406	15

(R 6 児童数からの増減比) ±0.0

### (3) 東部地区

#### ア 東部中学校区

東部中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

篠木小学校は、児童数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。令和6年度に11学級の「小規模」の八幡小学校は、児童数と学級数が減少しますが、令和12年度に10学級の「小規模」のまま推移すると推定されます。篠原小学校は、児童数が減少しますが、学級数は横ばいで、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

#### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規 模	学級数	規 模	学級数	規 模
①東部中学校	18	適正	18	適正	15	適正
②篠木小学校	22	適正	20	適正		
③八幡小学校	11	小	10	小		
④篠原小学校	12	適正	12	適正		

※ ④篠原小学校の進学先は、東部中学校と南城中学校に分かれます。

#### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

##### ① 東部中学校

学 年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	225	7	200	6	170	5
2 年	238	6	223	6	179	5
3 年	187	5	224	6	180	5
合 計	650	18	647	18	529	15

(R 6 生徒数からの増減比)

▲0.5

▲18.6

② 篠木小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	102	3	87	3
2 年	115	4	93	3
3 年	113	4	88	3
4 年	119	4	101	3
5 年	105	3	114	4
6 年	108	4	109	4
合 計	662	22	592	20

(R 6 児童数からの増減比) ▲10.6

③ 八幡小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	38	2	38	2
2 年	47	2	35	1
3 年	43	2	39	2
4 年	40	2	40	2
5 年	29	1	33	1
6 年	41	2	45	2
合 計	238	11	230	10

(R 6 児童数からの増減比) ▲3.4

④ 篠原小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	51	2	46	2
2 年	53	2	53	2
3 年	54	2	53	2
4 年	63	2	44	2
5 年	62	2	55	2
6 年	62	2	63	2
合 計	345	12	314	12

(R 6 児童数からの増減比) ▲9.0

## イ 松原中学校区

松原中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

丸田小学校は、児童数は横ばいで、学級数が減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます（再掲）。松原小学校及び東野小学校は、児童数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。令和6年度に8学級で「小規模」の西山小学校は、令和12年度に6学級の「過小規模」になり、特に1年生は8人になると推定されます（再掲）。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R12		R 18	
	学級数	規 模	学級数	規 模	学級数	規 模
①松原中学校	15	適正	15	適正	12	適正
②丸田小学校	16	適正	15	適正		
③松原小学校	19	適正	15	適正		
④西山小学校	8	小	6	過小		
⑤東野小学校	13	適正	12	適正		

※ ②丸田小学校の進学先は、松原中学校と柏原中学校に分かれます。

※ ④西山小学校の進学先は、松原中学校と鷹来中学校に分かれます。

### (イ) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 松原中学校

学 年	R 6		R12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	158	5	174	5	106	4
2 年	184	5	170	5	138	4
3 年	188	5	180	5	131	4
合 計	530	15	524	15	375	12

(R 6 生徒数からの増減比)

▲1.1

▲29.2

#### ② 丸田小学校（再掲）

学 年	R 6		R12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	54	2	59	2
2 年	74	3	52	2
3 年	71	3	68	2
4 年	71	3	77	3
5 年	64	2	71	3
6 年	72	3	79	3
合 計	406	16	406	15

(R 6 児童数からの増減比)

±0.0

③ 松原小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	79	3	38	2
2 年	81	3	70	2
3 年	85	3	64	2
4 年	76	3	85	3
5 年	72	3	75	3
6 年	107	4	73	3
合 計	500	19	405	15

(R 6 児童数からの増減比) ▲19.0

④ 西山小学校 (再掲)

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	26	1	8	1
2 年	22	1	25	1
3 年	29	1	19	1
4 年	43	2	21	1
5 年	30	1	12	1
6 年	44	2	17	1
合 計	194	8	102	6

(R 6 児童数からの増減比) ▲47.4

⑤ 東野小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	63	2	46	2
2 年	46	2	44	2
3 年	47	2	50	2
4 年	60	2	59	2
5 年	45	2	52	2
6 年	71	3	63	2
合 計	332	13	314	12

(R 6 児童数からの増減比) ▲5.4

## ウ 南城中学校区

南城中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

篠原小学校は、児童数は減少しますが、学級数は横ばいで、「適正規模」のまま推移すると推定されます（再掲）。神領小学校は、児童数は減少しますが、学級数は横ばいで、「適正規模」のまま推移すると推定されます。北城小学校及び出川小学校は、児童数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規模	学級数	規模	学級数	規模
①南城中学校	22	適正	21	適正	18	適正
②篠原小学校	12	適正	12	適正		
③神領小学校	17	適正	17	適正		
④北城小学校	16	適正	12	適正		
⑤出川小学校	20	適正	18	適正		

※ ②篠原小学校の進学先は、南城中学校と東部中学校に分かれます。

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 南城中学校

学年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	263	8	266	8	209	6
2年	267	7	231	6	230	6
3年	268	7	245	7	225	6
合計	798	22	742	21	664	18

(R 6 生徒数からの増減比)

▲7.0

▲16.8

#### ② 篠原小学校 (再掲)

学年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	51	2	46	2
2年	53	2	53	2
3年	54	2	53	2
4年	63	2	44	2
5年	62	2	55	2
6年	62	2	63	2
合計	345	12	314	12

(R 6 児童数からの増減比)

▲9.0

③ 神領小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	91	3	79	3
2 年	60	2	81	3
3 年	73	3	80	3
4 年	84	3	68	2
5 年	89	3	76	3
6 年	81	3	74	3
合 計	478	17	458	17

(R 6 児童数からの増減比) ▲4.2

④ 北城小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	61	2	52	2
2 年	74	3	60	2
3 年	75	3	60	2
4 年	66	2	61	2
5 年	72	3	67	2
6 年	95	3	45	2
合 計	443	16	345	12

(R 6 児童数からの増減比) ▲22.1

⑤ 出川小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	106	3	82	3
2 年	89	3	92	3
3 年	92	3	91	3
4 年	95	3	81	3
5 年	130	4	93	3
6 年	120	4	100	3
合 計	632	20	539	18

(R 6 児童数からの増減比) ▲14.7

(4) 高蔵寺・坂下地区

ア 坂下中学校区

令和6年度に10学級で「やや小規模」の坂下中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、令和12年度に6学級の「やや小規模」のまま推移すると推定されます。

令和6年度に15学級で「適正規模」の坂下小学校は、令和12年度に11学級の「小規模」になり、特に1年生は29人になると推定されます。西尾小学校は、6学級の「過小規模」のまま推移しますが、令和12年度に児童数はどの学年も8人以下に減少すると推定されます。令和6年度に8学級で「小規模」の神屋小学校は、児童数及び学級数が減少し、令和12年度には6学級の「過小規模」になり、特に2年生は12人になると推定されます。

(7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規 模	学級数	規 模	学級数	規 模
①坂下中学校	10	やや小	11	やや小	6	やや小
②坂下小学校	15	適正	11	小		
③西尾小学校	6	過小	6	過小		
④神屋小学校	8	小	6	過小		

(イ) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

① 坂下中学校

学 年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	102	3	108	4	52	2
2 年	116	3	117	3	66	2
3 年	130	4	135	4	77	2
合 計	348	10	360	11	195	6

(R 6 生徒数からの増減比)

▲3.4

▲44.0

② 坂下小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	61	2	29	1
2 年	69	2	48	2
3 年	75	3	42	2
4 年	83	3	44	2
5 年	66	2	55	2
6 年	76	3	70	2
合 計	430	15	288	11

(R 6 児童数からの増減比) ▲33.0

③ 西尾小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	9	1	3	1
2 年	9	1	6	1
3 年	13	1	7	1
4 年	15	1	8	1
5 年	8	1	7	1
6 年	17	1	4	1
合 計	71	6	35	6

(R 6 児童数からの増減比) ▲50.7

④ 神屋小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	24	1	20	1
2 年	25	1	12	1
3 年	37	2	28	1
4 年	22	1	27	1
5 年	29	1	29	1
6 年	38	2	20	1
合 計	175	8	136	6

(R 6 児童数からの増減比) ▲22.3

## イ 高蔵寺中学校区

高蔵寺中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、「適正規模」のまま推移すると推定されます。

高座小学校は、児童数は減少しますが、学級数は横ばいで、「適正規模」のまま推移すると推定されます。令和6年度に29学級で「大規模」の不二小学校は、児童数及び学級数が減少し、令和12年度に「適正規模」になると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規模	学級数	規模	学級数	規模
①高蔵寺中学校	22	適正	22	適正	17	適正
②高座小学校	18	適正	18	適正		
③不二小学校	29	大	23	適正		

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 高蔵寺中学校

学年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	241	7	257	8	185	6
2年	272	7	273	7	191	5
3年	288	8	278	7	214	6
合計	801	22	808	22	590	17
(R 6 生徒数からの増減比)			+0.9		▲26.3	

#### ② 高座小学校

学年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	91	3	74	3
2年	101	3	79	3
3年	90	3	86	3
4年	98	3	92	3
5年	90	3	82	3
6年	90	3	98	3
合計	560	18	511	18
(R 6 児童数からの増減比)			▲8.8	

③ 不二小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	149	5	96	3
2 年	155	5	96	3
3 年	170	5	110	4
4 年	136	4	115	4
5 年	166	5	132	4
6 年	146	5	141	5
合 計	922	29	690	23

(R 6 児童数からの増減比) ▲25.2

(5) ニュータウン地区

ア 藤山台中学校区

令和6年度に7学級で「やや小規模」の藤山台中学校は、生徒数及び学級数が減少し、令和18年度に3学級の「過小規模」になると推定されます。

令和6年度に12学級で「適正規模」の藤山台小学校は、児童数及び学級数が減少し、令和12年度に9学級の「小規模」になることが推定されます。

(7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規模	学級数	規模	学級数	規模
①藤山台中学校	7	やや小	5	小	3	過小
②藤山台小学校	12	適正	9	小		

(イ) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

① 藤山台中学校

学年	R 6		R 12		R 18	
	児童数	学級数	児童数	学級数	生徒数	学級数
1年	55	2	51	2	28	1
2年	75	2	40	1	28	1
3年	82	3	44	2	31	1
合計	212	7	135	5	87	3
(R 6 生徒数からの増減比)			▲36.3		▲59.0	

② 藤山台小学校

学年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	56	2	32	1
2年	41	2	33	1
3年	49	2	37	2
4年	55	2	43	2
5年	68	2	35	1
6年	65	2	42	2
合計	334	12	222	9
(R 6 児童数からの増減比)			▲33.5	



## イ 高森台中学校区

令和6年度に9学級で「やや小規模」の高森台中学校は、生徒数及び学級数が減少し、令和18年度に4学級の「小規模」になると推定されます。

令和6年度に9学級で「小規模」の高森台小学校は、児童数及び学級数が減少し、6学級の「過小規模」になり、特に1年生は16人になると推定されます。中央台小学校は、6学級の「過小規模」のまま推移し、特に1年生は11人になると推定されます。東高森台小学校は、6学級の「過小規模」のまま推移し、特に2年生は11人になると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R12		R 18	
	学級数	規 模	学級数	規 模	学級数	規 模
①高森台中学校	9	やや小	9	やや小	4	小
②高森台小学校	9	小	6	過小		
③中央台小学校	6	過小	6	過小		
④東高森台小学校	6	過小	6	過小		

### (イ) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 高森台中学校

学 年	R 6		R12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1 年	93	3	80	3	30	1
2 年	94	3	89	3	36	1
3 年	103	3	81	3	45	2
合 計	290	9	250	9	111	4
(R 6 生徒数からの増減比)			▲13.8		▲61.7	

#### ② 高森台小学校

学 年	R 6		R12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	32	1	16	1
2 年	42	2	19	1
3 年	35	1	26	1
4 年	41	2	24	1
5 年	33	1	27	1
6 年	54	2	32	1
合 計	237	9	144	6
(R 6 児童数からの増減比)			▲39.2	

③ 中央台小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	28	1	11	1
2 年	29	1	19	1
3 年	22	1	13	1
4 年	32	1	18	1
5 年	21	1	21	1
6 年	25	1	21	1
合 計	157	6	103	6

(R 6 児童数からの増減比) ▲34.4

④ 東高森台小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	23	1	14	1
2 年	22	1	11	1
3 年	23	1	18	1
4 年	19	1	22	1
5 年	19	1	16	1
6 年	23	1	22	1
合 計	129	6	103	6

(R 6 児童数からの増減比) ▲20.2

## ウ 石尾台中学校区

令和6年度に10学級で「やや小規模」の石尾台中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、令和12年度に6学級の「やや小規模」のまま推移すると推定されます。

令和6年度に9学級で「小規模」の玉川小学校は、児童数が減少し、6学級の「過小規模」になり、特に2年生は11人になると推定されます。石尾台小学校は、6学級の「過小規模」のまま推移し、特に2年生は12人になると推定されます。押沢台小学校は、児童数及び学級数は横ばいで、7学級の「小規模」のまま推移すると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規模	学級数	規模	学級数	規模
①石尾台中学校	10	やや小	9	やや小	6	やや小
②玉川小学校	9	小	6	過小		
③石尾台小学校	6	過小	6	過小		
④押沢台小学校	7	小	7	小		

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 石尾台中学校

学年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	112	4	75	3	50	2
2年	114	3	108	3	41	2
3年	120	3	102	3	64	2
合計	346	10	285	9	155	6

(R 6 生徒数からの増減比)

▲17.6

▲55.2

#### ② 玉川小学校

学年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	25	1	19	1
2年	33	1	11	1
3年	29	1	18	1
4年	44	2	23	1
5年	39	2	21	1
6年	49	2	24	1
合計	219	9	116	6

(R 6 児童数からの増減比)

▲47.0

③ 石尾台小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	24	1	13	1
2 年	33	1	12	1
3 年	31	1	21	1
4 年	22	1	14	1
5 年	29	1	23	1
6 年	34	1	22	1
合 計	173	6	105	6

(R 6 児童数からの増減比) ▲39.3

④ 押沢台小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	21	1	24	1
2 年	38	2	24	1
3 年	35	1	31	1
4 年	26	1	32	1
5 年	32	1	28	1
6 年	34	1	42	2
合 計	186	7	181	7

(R 6 児童数からの増減比) ▲2.7

## エ 岩成台中学校区

令和6年度に7学級で「やや小規模」の岩成台中学校は、生徒数及び学級数は減少しますが、令和12年度に6学級の「やや小規模」のまま推移すると推定されます。

令和6年度に9学級で「小規模」である岩成台小学校は、児童数及び学級数が減少し、令和12年度に6学級で「過小規模」になり、特に1年生は19人になると推定されます。令和6年度に12学級で「適正規模」である岩成台西小学校は、児童数及び学級数が減少し、令和12年度に11学級で「小規模」になると推定されます。

### (7) 学校規模の推移

学校名	R 6		R 12		R 18	
	学級数	規模	学級数	規模	学級数	規模
①岩成台中学校	7	やや小	9	やや小	6	やや小
②岩成台小学校	9	小	6	過小		
③岩成台西小学校	12	適正	11	小		

### (4) 各学校の学級数及び児童生徒数の推移

#### ① 岩成台中学校

学年	R 6		R 12		R 18	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
1年	75	3	74	3	40	2
2年	80	2	97	3	59	2
3年	66	2	93	3	68	2
合計	221	7	264	9	167	6
(R 6 生徒数からの増減比)			+19.5		▲24.4	

#### ② 岩成台小学校

学年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1年	34	1	19	1
2年	39	2	23	1
3年	33	1	26	1
4年	38	2	29	1
5年	29	1	29	1
6年	36	2	31	1
合計	209	9	157	6
(R 6 児童数からの増減比)			▲24.9	

③ 岩成台西小学校

学 年	R 6		R 12	
	児童数	学級数	児童数	学級数
1 年	38	2	21	1
2 年	52	2	36	2
3 年	56	2	41	2
4 年	44	2	37	2
5 年	52	2	43	2
6 年	45	2	49	2
合 計	287	12	227	11

(R 6 児童数からの増減比) ▲20.9

### 3 学校規模の分類一覧

#### (1) 小学校

区 分	内 容	学級数	R12年度に対象となる学校 (○は学級数)
過小規模	全学年でクラス替え ができない規模	6以下	牛山⑥、西山⑥、西尾⑥、神屋⑥、 高森台⑥、中央台⑥、東高森台⑥、 玉川⑥、石尾台⑥、岩成台⑥
小規模	クラス替えができな い学年がある規模	7～11	白山⑨、鷹来⑧、八幡⑩、坂下⑪、 藤山台⑨、押沢台⑦、岩成台西⑪
適正規模	国の基準を参考にし た規模 全学年でクラス替え ができる規模	12～24	春日井⑱、松山⑱、味美⑳、山王⑮、 上条㉒、大手⑬、鳥居松⑫、柏原⑲、 丸田⑮、篠木⑳、篠原⑫、松原⑮、 東野⑫、神領⑰、北城⑫、出川⑱、 高座⑱、不二㉓
大規模	国の基準を参考にし た規模	25～30	勝川㉕
過大規模		31以上	小野㉖

#### (2) 中学校

区 分	内 容	学級数	R18年度に対象となる学校 (○は学級数)
過小規模	全学年でクラス替え ができない規模	3以下	藤山台③
小規模	クラス替えができな い学年がある規模	4～5	高森台④
やや小規模	小規模だが、 全学年でクラス替え ができる規模	6～11	味美⑦、鷹来⑨、坂下⑥、石尾台⑥、 岩成台⑥
適正規模	国の基準を参考にし た規模	12～24	西部⑱、知多⑬、柏原⑯、東部⑮、 松原⑫、南城⑱、高蔵寺⑰
大規模		25～30	—
過大規模		31以上	中部⑳

## VII 今後の取組の展開

この考え方をもとに、よりよい教育環境の実現に向け、令和7年度から、保護者や地域、関係者の皆様とともに議論を積み重ね、各地区や各学校の具体的な方向性を示す「小学校・中学校の適正規模等に関する基本方針」を策定していきます。

## Ⅷ 今後の検討にあたって

### 1 保護者や地域、関係者の皆様の意向の尊重

現在、学校に通う児童生徒の保護者や、将来学校に通うこととなる就学前の子どもの保護者の皆様の声をしっかりと受け止めていきます。

また、地域住民から見た学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる中核的な場所であるとともに、防災や保育、地域の交流の場などといった様々な機能を有しており、学校づくりがまちづくりと密接に関わっています。このため、地域住民や関係者の方々とも、教育上の課題やまちづくりも含めた将来ビジョンを共有していきます。

このように、保護者や地域、関係者の皆様の意向を尊重しながら、しっかりと議論を積み重ね、十分な理解や協力を得ながら進めていきます。

### 2 魅力ある学校づくりの検討

より良い教育環境を実現するためには、学校の適正な規模や配置を検討するとともに、地域に根差した特色ある学校づくりが重要です。

全国では、教育課程特例校制度などを活用した魅力的なカリキュラムの導入、学校と地域のさらなる連携の推進、コミュニティスクールの推進、小中一貫校や義務教育学校の導入、学びの多様化学校の設置、他の公共施設との複合化や共用化など、様々な取組が進められています(※)。また、学校の適正規模等の課題の解消にあわせ、学校施設を新增築又は改修する事例もあります。

現在、本市が置かれた環境や課題を踏まえ、それぞれの学校の付加価値を高めていくため、学校の適正規模等の検討にあわせ、本市や地域の実情にあった魅力ある学校づくりについても検討を進めていきます。

---

#### ※ 教育課程特例校制度

学校又は地域の実態に照らし、より効果的な教育を実施するための特別の教育課程を編成することを認める制度のことです。

#### ※ コミュニティスクール

学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域住民が参画できる仕組みのことです。

#### ※ 小中一貫校と義務教育学校

どちらも9年間の義務教育を連続した教育課程として捉えて教育活動を行います。小中一貫校では、小学校と中学校を別々の組織としているのに対し、義務教育学校では、小中学校を1つの組織として設置するものです。

#### ※ 学びの多様化学校

不登校の児童生徒の実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施することのできる学校のことです。

### 3 公共施設個別施設計画での位置づけ

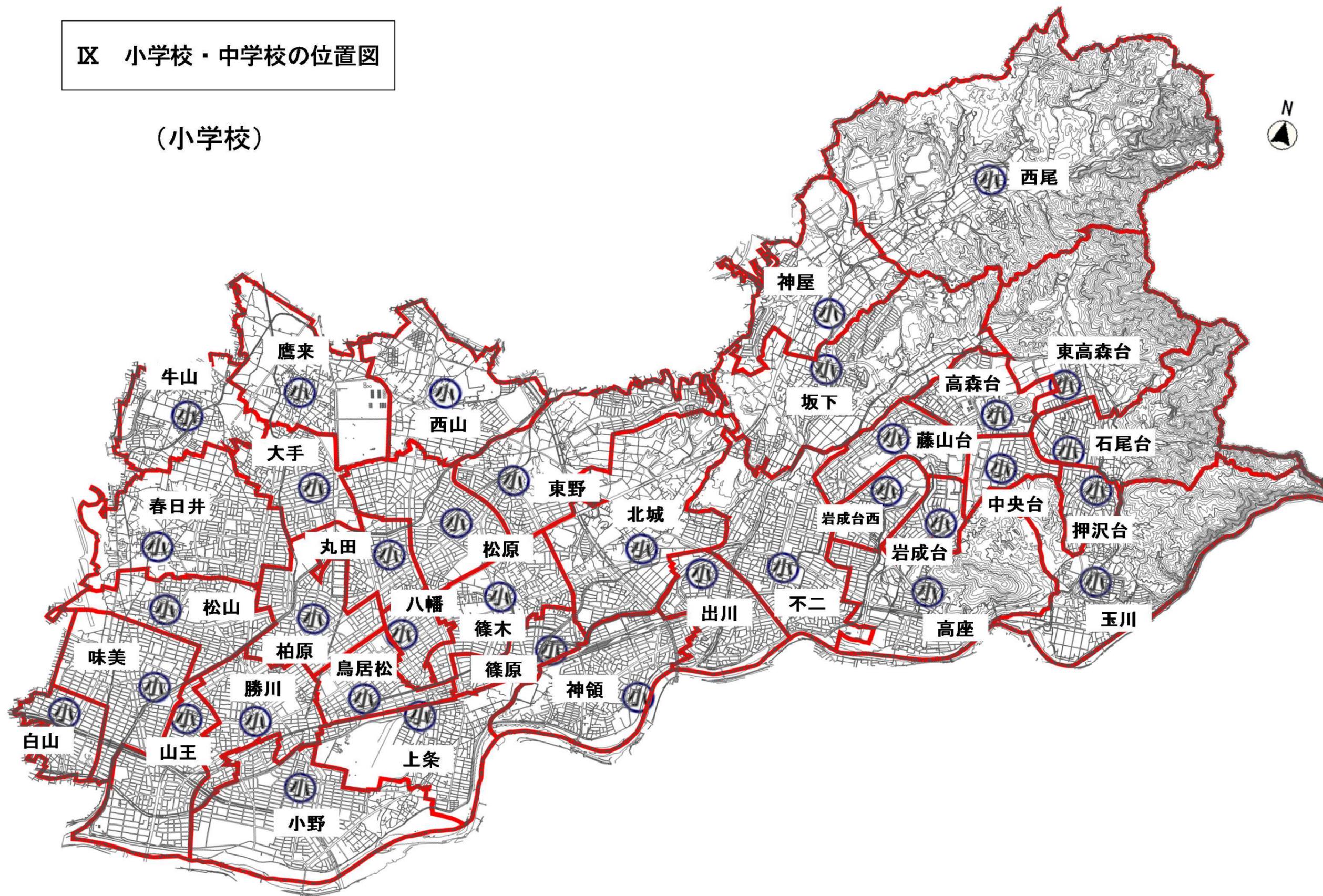
本市は、平成 29 年 2 月に、公共施設等のあり方についての基本的な方向性や具体的な取組などを定めた春日井市公共施設等マネジメント計画（令和 4 年 3 月改訂）を策定しました。また、令和 2 年 3 月には、施設ごとに、今後の維持管理や更新等の方針を示す春日井市公共施設個別施設計画を策定しました。

この春日井市公共施設個別施設計画では、小学校及び中学校については、基本的に全ての施設を維持することとし、おおむね毎年度 3 校ずつ、大規模改修を開始し、1 校につき夏季休業期間を中心に 3 か年をかけて実施することとしています。

しかしながら、今回の小学校及び中学校の適正規模等の検討状況によっては、今後のあり方が見直される学校もあり得ることから、現在、大規模改修に着手している学校を除き、春日井市公共施設個別施設計画で示す施設ごとの維持管理や更新等の方向性や具体的な対応方針については、適正規模等の検討の状況や結果を踏まえ、別途示していきます。

Ⅹ 小学校・中学校の位置図

(小学校)



(中学校)

